

月報 平成31年 1月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

11月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は138人となり、前年同月で6.1%減少した。
- ・月間有効求職者数は611人となり、前年同月比で7.0%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は274人となり、前年同月比では、一般求人が1.5%増加、パート求人は25.8%減少した。
産業別でみると、製造業、飲食店・宿泊業は減少したが、建設業、医療・福祉分野が増加し、全体として6.8%の減少となった。
- ・月間有効求人数は824人となり、前年同月比で1.9%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.07ポイント上回る1.35倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.32倍、パートの有効求人倍率が1.41倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一 般 職 業 紹 介 状 況 平成30年11月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)
求 職 関 係	新規求職者数	138	▲ 20.7	▲ 6.1
	うち男	62	▲ 20.5	6.9
	うち女	76	▲ 20.8	▲ 14.6
	年齢別			
	～44歳	64	▲ 33.3	▲ 7.2
	45～54歳	29	▲ 12.1	▲ 3.3
	55歳～	45	0.0	▲ 6.3
	月間有効求職者数	611	▲ 1.9	▲ 7.0
	うち男	307	▲ 1.3	▲ 4.7
	うち女	304	▲ 2.6	▲ 9.3
	年齢別			
	～44歳	300	▲ 5.1	▲ 4.2
45～54歳	132	▲ 3.6	11.9	
55歳～	179	5.3	▲ 20.8	
求 人 関 係	新規求人数	274	▲ 5.2	▲ 6.8
	主要産業別			
	建設業	47	11.9	46.9
	製造業	42	▲ 32.3	▲ 46.2
	卸売・小売業	40	48.1	0.0
	飲食店・宿泊業	23	▲ 28.1	▲ 37.8
医療・福祉	67	▲ 20.2	11.7	
月間有効求人数	824	0.4	▲ 1.9	
就 職 関 係	紹介件数	192	▲ 20.3	▲ 7.2
	うち男	106	▲ 15.9	11.6
	うち女	86	▲ 25.2	▲ 23.2
	就職件数	71	▲ 1.4	▲ 1.4
	うち男	30	▲ 18.9	▲ 3.2
	うち女	41	17.1	0.0

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

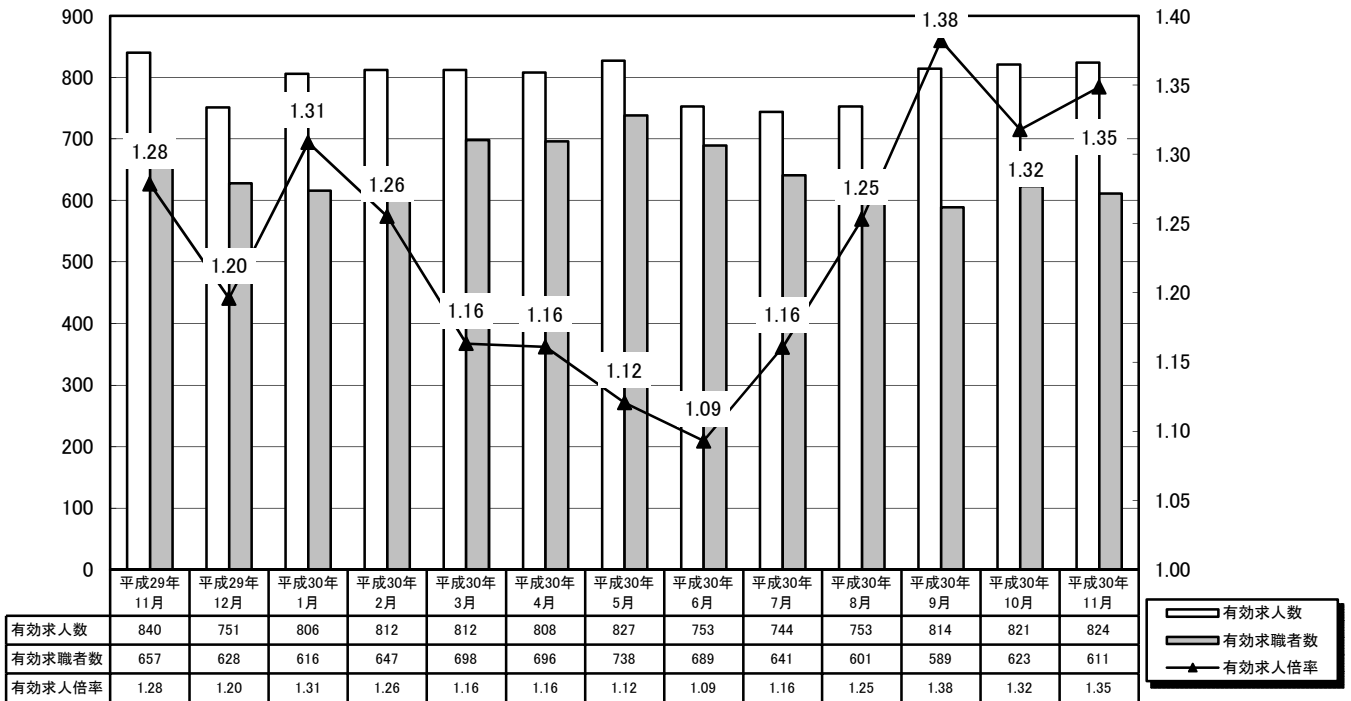
雇 用 保 険 取 扱 状 況 平成30年11月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	815	816	810	
	資 格 取 得 者 数	98	182	86	
	資 格 喪 失 者 数	101	151	107	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,326	11,329	11,238	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	29	56	46
		受給者実人員	100	119	122
		支給金額(千円)	11,225	15,292	14,430
	高 齢	受給者数	7	8	16
		支給金額(千円)	1,222	2,057	3,432
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	14	11	10
		支給金額(千円)	5,075	3,183	3,303

労働市場の動き（平成30年11月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、

口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ② 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点については、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	30.10.1
	798円	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
鉄鋼業 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	898円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	30.12.20
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)	841円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	30.12.20
自動車小売業 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)	865円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	30.12.20

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはいけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

実際の賃金と最低賃金との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、次の方法で比較します。

- 1 時間給の場合・・・宮城県の最低賃金とそのまま比較します。
- 2 日給の場合・・・日給を1日の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数で除します。）。
- 3 月給の場合・・・月給を1か月の所定労働時間数で除し、時間当たりの金額と宮城県の最低賃金を比較します（月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1か月平均所定労働時間数で除します。）。

(例)

宮城県最低賃金（時間額798円）が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給138,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 138,500 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 799.04 \text{ 円} \geq 798 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上になっています。